

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻む行為です。また、身体機能の低下や褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や苦痛等の精神的弊害があります。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

#### ①身体拘束の原則禁止

当法人では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う。）を禁止します。

#### ②身体拘束等に該当する具体的な行為の例

- ・車椅子やベッド等に縛り付ける
- ・行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・医療的な必要性に基づかない投薬によって行動を抑制する
- ・自らの意思で開けることのできない部屋に隔離する

### 2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

当法人では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」と言う。）を、虐待防止委員会と一体的に設置運営し、年1回以上又は必要に応じて開催します。

身体拘束適正化検討委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ります。

#### ②身体拘束適正化検討委員会の役割

身体拘束適正化検討委員会は、次の内容について協議をします。

- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ・身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ・身体拘束等の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続に関すること
- ・身体拘束等を実施した場合の発生原因、手続、方法の適正性の検討
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員への指導

#### ③身体拘束適正化検討委員会の構成員

- ・虐待防止責任者、理事長、事務長
- ・必要に応じて第三者委員、嘱託医、関係職員

#### ④虐待防止責任者の設置

身体拘束等の適正化を適切に実施するため、虐待防止責任者を置きます。

虐待防止責任者は、事業所の管理者を充てるものとします。

### 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、身体拘束等の適正化の徹底を図るために、職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を年に1回以上実施するとともに、新規採用時にも実施します。本研修に関する研修プログラムについては、身体拘束適正化検討委員会が作成するものとします。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### 4. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き等に関する基本方針

利用者個々の心身の状況を勘案し、障がい特性を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊

急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、個別支援会議並びに身体拘束適正化検討委員会において十分な検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、身体拘束等をしないリスクの方が高い場合であって、下記の3要件の全てを満たした場合のみ、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、個別支援計画書に明記し、利用者及び家族に丁寧に説明し事前に同意を得た上で行います。

緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除します。

要件	定義	具体的判断
切迫性	利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	身体拘束等を行うことにより利用者の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。
非代替性	身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと	まずは身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認します。また、拘束の方法についても、利用者の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択します。
一時性	身体拘束等が一時的であること	利用者の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定します。

#### 5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

事業所内で「4. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き等に関する基本方針」に規定する必要な手続きを経していない身体拘束等を発見した職員は、速やかに事業所の虐待防止責任者に通報します。通報を受けた虐待防止責任者は、市町村の虐待通報窓口はその旨を通報します。虐待防止責任者が身体拘束等を指示又は実施している場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、当該事案を発見した職員が直接市町村の虐待通報窓口に通報します。

なお、身体拘束等若しくは身体拘束等と疑われる事案を通報した職員に対し、解雇その他不利益な取り扱いを行いません。

浜松市の 虐待通報窓口	浜松市障害保健福祉課 TEL：053-457-2034 FAX：053-457-2630 休日・夜間の連絡先 TEL：053-457-2066
----------------	---

#### 6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

事業所内で身体拘束等が発生した場合は、「5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行います。

また、当該身体拘束等に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて身体拘束適正化検討委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行います。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行います。身体拘束等事例及びその分析結果については、職員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証します。

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び家族、職員、その他関係者が閲覧できるよう事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し公表します。

#### 8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

「3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部研修会に積極的に参加するとともに、受講後は他職員に当該研修の内容について周知します。

本指針に定める事項以外にも、身体拘束等の適正化について国や地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取り組みます。